

令和8年3月19日  
中部地方整備局

## 公契約関係競売等妨害又は談合に係る指名停止措置について

### 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社 三和電工社  
業者の住所：福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地
- 指名停止措置期間：令和8年3月19日から令和8年6月18日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要：  
（株）三和電工社の代表取締役は、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の随意契約に関し、県職員から非公開の見積徴収業者の数および業者名を入手したとして、令和7年9月30日に官製談合防止法違反および公契約関係競売等妨害罪で起訴された。
- 指名停止措置理由：  
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

#### <指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

〇問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也  
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138